

3.11 東日本大震災 CO・OP共済 活動報告



2011年3月11日に発生したマグニチュード9.0の東日本大震災、及び3月12日に起きたマグニチュード6.7の長野県北部の地震は多大な被害をもたらしました。CO・OP共済では、被災地を直接訪問してお見舞いの気持ちをお届けしてきました。今回は、この1年の活動経過をご報告いたします。



CO・OP共済 活動ダイジェスト

- 2011年 3月11日** ● 東北・三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の地震が発生
● 全国災害対策本部を設置
● 東北の被災地生協では購買事業での緊急物資支援スタート
- 3月12日** ● 長野県北部を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生
- 3月17日** ● ご契約の手続きに関する特別措置の決定と案内開始
- 3月19日** ● 共済金支払い業務の復旧
計画停電で交通機関が混乱する中、出勤体制の確保・人員配置を行い、ほぼ通常業務が可能になり、業務の遅延を回避しました。
- 3月23日** ● 青森県、長野県で共済ご契約者訪問活動を開始
現地の生協職員およびコープ共済連職員でCO・OP共済ご契約者訪問活動を開始しました。3月28日には茨城県、福島県で、4月4日には宮城県で、4月5日には栃木県、千葉県で、4月15日には岩手県で訪問活動を開始しました。
- 3月25日** ● 東北3県(岩手県・宮城県・福島県)での訪問活動支援の要請を開始
東北3県の各生協から支援要請を受け、事務連絡文書にて全国に支援を依頼しました。
- 3月26日** ● 折り鶴の募集開始
共済金・見舞金の請求書に同封する折り鶴を全国の組合員、生協職員から募りました。
- 3月29日** ● 共済金請求書類の簡素化の決定と案内開始
- 4月4日** ● 東北3県で全国の支援者を含めた大規模なCO・OP共済ご契約者訪問活動を開始
- 5月24日** ● 大規模な訪問活動が終了
全国の支援により、予定していた訪問活動は大きな事故もなく終了。現地の各生協では、引き続き被災したご契約者への対応を行っています。



全国災害対策本部を設置(千葉県のコープ共済連本部事務所)



一人でも多くのご契約者に会えるよう一軒一軒、地道に訪問しました。



コープネット
保障事業
管掌役員

清水 俊安

東日本大震災で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から、まもなく1年が経過しようとしています。

CO・OP共済にとって何よりも大切なのは被災された契約者様への共済金、異常災害見舞金のお支払いと考え、コープ共済連では地震発生の日日から対策本部を設置し、お支払いのための訪問活動を行って参りました。コープネットグループからも職員、延べ21名が福島県、宮城県でのCO・OP共済の訪問活動に参加しました。

コープネット管内でも、罹災された組合員さんも多く、いばらきコープ、とちぎコープ、ちばコープ、さいたまコープ、コープなごので合計3123軒のお宅に延べ313名の職員が訪問をさせていただき、被害状況をお聞きして、被害に遭われた方にはお見舞金のお手続きをいたしました。

「わずかなお見舞金ですが、全国の加入者の皆様からのお見舞いの気持ちです」と折り鶴ともにお見舞金の説明をすると、多くの方は「は」と顔色が明るくなりました。CO・OP共済はまさに組合員の皆様の「たすけあい」と実感する瞬間でした。

振り返ればご加入者の皆様の「まごころ」をお伝えし続けた1年間でした。今後の復興に向けて、一層力を尽くして参りたいと存じます。CO・OP共済はより多くの加入者が集まることで、より大きな力を発揮できます。ぜひ今後ともよろしくお願いたします。

CO・OP共済 ご契約者訪問活動

＝8県12生協での活動＝

被災地生協とコープ共済連では、被害に遭われたCO・OP共済のご契約者にお見舞いの気持ちをお伝えし、共済金・見舞金（異常災害見舞金）のご案内をするために、全国の生協にも参加いただきながら訪問活動を行いました。

訪問時には、見舞金のご請求受付を行い、被災地の方に少しでも早くお届けできるように努めました。訪問活動は8県12生協で行い、のべ約2,800人での活動となりました。

※共済金・見舞金についてはP.3をご覧ください。 ※訪問実績は、コープ共済連に報告されている数値です。



▲見舞金請求受付の様子



▲前向きに頑張っています



▲見舞金請求受付の様子と、OCRに残された組合員さんからのメッセージ

青森県

■ 訪問期間:3月23日～26日
■ 訪問実績:250軒

岩手県

■ 訪問期間:4月15日～5月24日
■ 訪問実績:4,751軒

宮城県

■ 訪問期間:4月4日～5月19日
■ 訪問実績:17,790軒

福島県

■ 訪問期間:3月28日～5月21日
■ 訪問実績:3,545軒

茨城県

■ 訪問期間:3月28日～5月5日
■ 訪問実績:1,162軒

栃木県

■ 訪問期間:4月5日～5月25日
■ 訪問実績:793軒

長野県

■ 訪問期間:3月23～25日、7月6～27日
■ 訪問実績:2,739軒 (松本市の地震を含みます)

千葉県

■ 訪問期間:4月5日～5月4日
■ 訪問実績:1,452軒

埼玉県

■ 訪問期間:4月22日～23日
■ 訪問実績:19軒 (さいたまコープ独自の活動)

■ 東日本大震災「異常災害見舞金」コープネット会員生協 支払実績 (共済連1月5日現在)

	全半壊 (軒)	一部壊 (軒)	見舞金額 (千円)
いばらきコープ	950	5,428	101,780
とちぎコープ	247	1,103	23,380
コープぐんま	7	167	2,020
ちばコープ	447	1,146	33,810
さいたまコープ	14	163	2,330
コープとうきょう	13	129	1,940
コープながの	25	14	1,390
コープにいがた	2	7	170
合計	1,705	8,157	166,820

コープながの は7月の松本市の地震によるお支払いを含みません。

.. ありがとうの声 ..

被災地の組合員さんの感謝の言葉が、私たちの訪問活動の支えになりました。

この度、異常災害見舞金と頂き、とても助りました。避難先送金と連日での手続きとして頂き、本当に助かりました。ありがとうございます。

福島県の組合員さん

安心な現金のことで、期待はしていませんでした。が、東日本大震災により被災見舞金、お礼の言葉を頂き、安心して、生協職員の方が見舞金請求受付で、更にびっくり組織が大きいことを確認しました。

岩手県の組合員さん



震災後、なんとか日々を過ごしていた頃、生協職員の方が訪ねてきてくださり、早にお見舞金の手続きをさせていただきました。そしてコープかかわりの方たち、遠くへ応援にかけつけて下さっていたんですね。本当にありがとうございます。頂いた折鶴に励まされました。

宮城県の組合員さん

訪問活動参加者の声

わずかな金額ですが、組合員さんと話して理解することが見舞金の本当の目的なのかなと思いました。

震災後、お電話...、これは何から手を付けようか、わからない状況で声をかけてください。スピーディに手続きを振返りしていただき、ありがとうございます。と、助かります。余震の続く中、1日に何度も「たすけあいの車を見かけました。ご苦労様です。

福島県の組合員さん

訪問活動参加者の声

生協の活動の素晴らしさを改めて感じ、たすけあいの心を肌で感じることができました。

大震災の被害に遭い、お見舞金いただいたこと、本当に大変な中、感謝しています。お陰様で、家族全員無事です。家の被害がある中で、お見舞金はとても助かりました。ありがとうございます。

茨城県の組合員さん

東日本大震災においてCO・OPの方が「家の方は大丈夫ですか、怪我はありませんか？」と、予期せぬ突然の訪問に驚くと共に、おはやく対応に感謝し、異常災害見舞金と頂く事で、CO・OP共済に入社して良かったと改めて思っています。有難うございます。

栃木県の組合員さん

CO・OP共済

震災時の「異常災害見舞金」と「共済金」



▲異常災害見舞金の請求書セット

今回の訪問活動では、被災された契約者を直接訪問し、共済金・異常災害見舞金（見舞金）のお知らせ、および、見舞金の請求手続きを行いました。共済金については書類がそろい次第、ご請求いただくようにご案内しました。震災時のCO・OP共済の取り扱いは下記のとおりです。

見舞金（異常災害見舞金）

地震・津波・噴火により住宅および家財に損害があった場合

CO・OP共済では、お支払い対象とならない地震・津波・噴火を原因とした住宅の罹災世帯に対して、住宅の被害の程度によって見舞金（異常災害見舞金）をお支払しています。

- 対象者：《たすけあい》《あいづらす》《あいあい》にご加入の方
 条件：居住している住宅および家財の損害額が20万円以上となった場合
 内容：全壊・全焼／半壊・半焼／流失 50,000円
 一部壊・一部焼 10,000円
 ※上記の金額は、今回の東日本大震災でのものとなります。
 ※火災共済、自然災害共済、《新あいあい》は全労済の基準でお支払しています。

〈異常災害見舞金の生い立ち〉

約20年前より住宅災害共済金ではお支払いの対象とならない地震等で被災された加入者の方に、わずかでもお見舞いの気持ちを伝えるために「異常災害見舞金制度」が設けられました。制度が設定されて以降、何か起こったときのために積立をしています。

共済金 震災により死亡または、おケガをされた場合

震災により、死亡された場合やおケガをされた場合、死亡、ケガ通院、ケガ入院、手術などご契約時の保障内容の共済金をお支払いすることができます。

対象者：《たすけあい》《あいづらす》《新あいあい》《あいあい》にご加入の方
 ※《新あいあい》は全労済の基準でお支払しています。

●お役立ち状況 2012.1.5 現在

出典：コープ共済連お支払いデータ

(見舞金)

お支払軒数：65,321 軒

お支払金額：1,783,490,000 円

【東日本大震災における特別措置】

■共済金請求書類の簡素化

■共済掛金の払込猶予期間延長

被災により共済掛金の払込みが困難な場合、お申し出により、共済掛金の払込猶予期間を延長（最長6ヶ月間）する取り扱いとしました。

対象者：《たすけあい》《あいづらす》《火災共済》《あいあい》

《新あいあい》にご加入の方

※《新あいあい》については、全労済の対応に基づきます。

■共済契約の満期更新・満期継続・満期移行手続きの猶予期間延長

被災により手続きが困難な場合、共済契約の満期更新・満期継続・満期移行手続きの猶予期間を延長する取り扱いとしました。

対象者：《たすけあい》《あいづらす》《火災共済》《あいあい》にご加入の方



次号(5月号)テーマ

どんなときに救急車を呼んだらいいの？



共済金の請求忘れはありませんか!?

共済金お支払い事例から



事故(ケガ)通院 小学生・女子



学童保育で縄跳びをしていて、足をねんざした。

- 通院日数 1日
- コース J1000円コース
- 共済金 2,000円

病気入院 50代・女性



子宮筋腫

- 入院日数 11日
- コース L3000円コース
- 共済金 230,000円

女性特定病氣入院・手術含む

■事故(ケガ)通院でお役に立てた事例

加入コース	年齢	性別	ケガの内容	通院日数	お支払い金額
J2000円コース	10代	女子	チアリーディングの練習中に持ち上げられた状態から落下して、左ひじを骨折した。	6日	55,500円(固定具含む)
J2000円コース	10代	男性	陸上大会の練習中にハードルで転び、腰を打撲した。	1日	3,000円
V2000円コース	20代	男性	ベンチプレスを持ち上げた時に体をひねってしまい、肩をねんざした。	6日	9,000円
L4000円コース	30代	女性	砂浜で転んだ時に貝で足を切った。	10日	20,000円

■病気入院でお役に立てた事例

加入コース	年齢	性別	病名	入院日数	お支払い金額
L2000円コース	30代	女性	白内障	3日	64,000円(女性特定病氣入院・手術含む)
L2000円コース	60代	女性	慢性関節リウマチ	3日	24,000円(女性特定病氣入院含む)
J1000円コース	幼児	女子	中耳炎	3日	18,000円
V1000円コース	60代	男性	椎間板ヘルニア	28日	76,000円(手術含む)

※コープ共済連の定める支払い対象手術を受けられた場合には、手術共済金を合算してお支払いしています。

※固定具について、骨折や靭帯損傷などによりギプス等で固定していた場合は、「通院していない日×0.5」が通院日数に加算される場合があります。

●2011年9月《たすけあい》共済金お支払いデータより ●お支払い事例はあくまで例です。実際のお支払いはケースによって異なります。

なるほど Q&A

CO・OP共済

CO・OP共済に関する様々な疑問にお答えします



地震、津波、噴火による住宅災害の場合、共済金は支払われますか。



地震、津波、噴火を直接の原因または間接の原因として受けた住宅災害は、共済金を支払いません。また、戦争その他の変乱により受けた住宅災害も共済金を支払いません。ただし、地震、津波、噴火を原因とした住宅災害の罹災世帯に対しては、異常災害見舞金を支払う場合があります。この見舞金を支払う場合、コースに関わらず、全壊(全壊・流失)、半焼(半壊)の場合5万円、一部壊(一部焼)の場合1万円をめぐにお見舞金を一世帯ごとに支払います。したがって、一世帯の中に複数名の共済契約がある場合でも、一件の見舞金支払いとなります。※異常災害見舞金は、あくまで「お見舞金」であり、被害が広域に広がった場合など、お支払いができない場合、支払金額を下げる場合もあります。